

# 石川県能登中部保健福祉センター児童相談課（七尾児童相談所）環境行動計画

平成21年12月25日

## ■取組方針

石川県七尾児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置される行政機関であり、18歳未満の児童に関する相談を行っている。家庭、その他からの複雑多様化している各般の問題に対して、調査・判定を行うとともに、助言・指導・治療や施設入所措置のほか、関係機関と連携を取りながら専門的な支援を行っています。

こうしたことから、当所の事業を進めていく中で、子どもたちが将来安心して暮らしていけるようなやさしい環境を造りあげていかなければならぬと切に願うものであります。環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであり、また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが、自ら自分の行動が如何に環境に対して負荷や影響を与えていたかを自覚し、自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月25日

石川県七尾児童相談所

所長 澤村 昭夫

### 3 環境負荷低減の取組

当所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次のとおりです。

目標一 1	二酸化炭素の排出量を、平成 20 年度（約 54,815kg-CO <sub>2</sub> ）を基準として平成 22 年度までに約 5% 削減し、52,074 (kg-CO <sub>2</sub> ) 以下にする
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度（28 度）と暖房温度（20 度）を厳守する</li><li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源 OFF を徹底する</li><li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>④ 空調は必要な区域、時間に限定する</li><li>⑤ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>⑥ ボイラーの循環水の温度を適切に設定する</li><li>⑦ 業務ができるだけ時間外勤務にならないよう努める</li></ul> <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 車両運転開始時点検を行う</li><li>② アイドリングストップ等エコドライブに努める</li><li>③ 効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する</li></ul>

目標一 2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 廃棄物排出量を正確に計測・記録する</li><li>② シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li><li>③ コピー用紙、新聞紙、ダンボール等紙製品のリサイクルを徹底する</li><li>④ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう</li><li>⑤ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する</li><li>⑥ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する</li></ul>

目標一 3	コピー用紙の使用量を、平成 20 年度（251kg）を基準として平成 22 年度までに約 5% 削減し、238kg 以下にする
具体的な取組	① 作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する ② 書類・資料の電子データ化を進めメールでのやり取りを徹底する ③ 両面印刷、両面コピーを徹底する ④ コピーをする前に設定を確認する ⑤ 使用済み用紙の裏面を利用する ⑥ 研修会や会議で配布する資料作成にあたっては、必要最低限の部数に抑制する

目標一 4	環境に配慮した OA 機器・事務用品を使用する
具体的な取組	① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ 100 % に近づける ② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう

#### 4 環境行動計画の実施体制

3 に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するため、当所では、所長を環境管理責任者とし、責任者の下に環境推進員をおき、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・ 日常業務活動チェック表に基づき、節電状況などについて環境推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、毎月責任者のチェックを受けます。
- ・ 年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、取組目標の進捗状況をチェックし、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討していきます。